

(資料)

志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会

～持続可能な観光地を目指して～



令和7年5月

志摩市 観光・プロモーション課
税務課

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

1. 志摩市の情勢

(1) 志摩市の人口推移と見通し

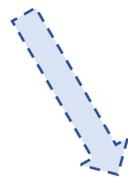
2000年 61,628人



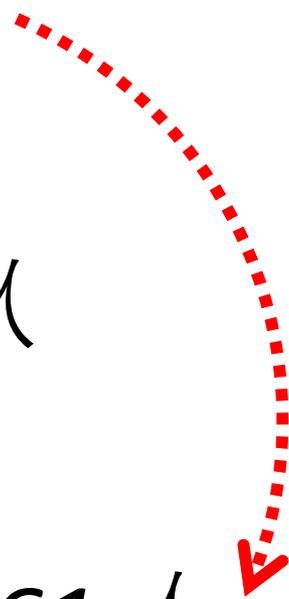
2020年 46,057人



2030年 37,300人



2050年 22,561人



半減

生産年齢人口
∧
高齢者人口

(2) 市民税収の推移と見通し

2018年度 21.7億円

2019年度 21.0億円

2020年度 20.4億円

2021年度 20.3億円

2022年度 19.7億円

2023年度 20.3億円

▲6.5%

(3) 民生費（社会保障費）の推移（一般会計）

2018年度 76.8億円

2019年度 78.6億円

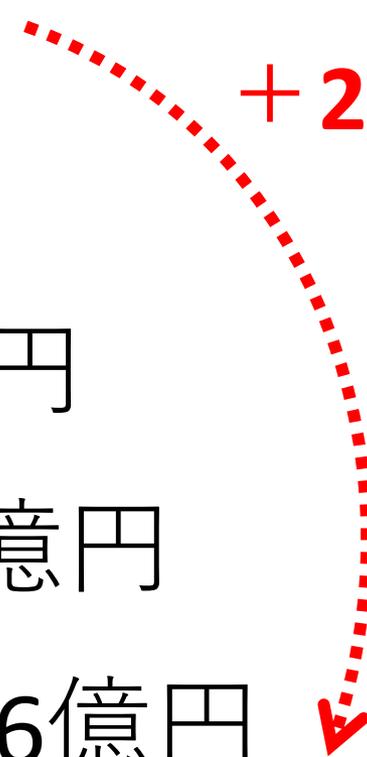
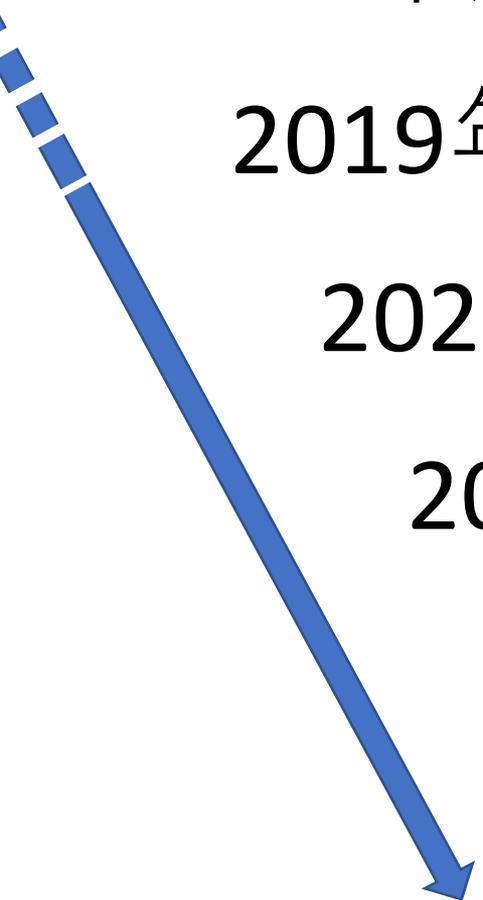
2020年度 79.0億円

2021年度 90.5億円

2022年度 91.6億円

2023年度 99.1億円

+29.0%



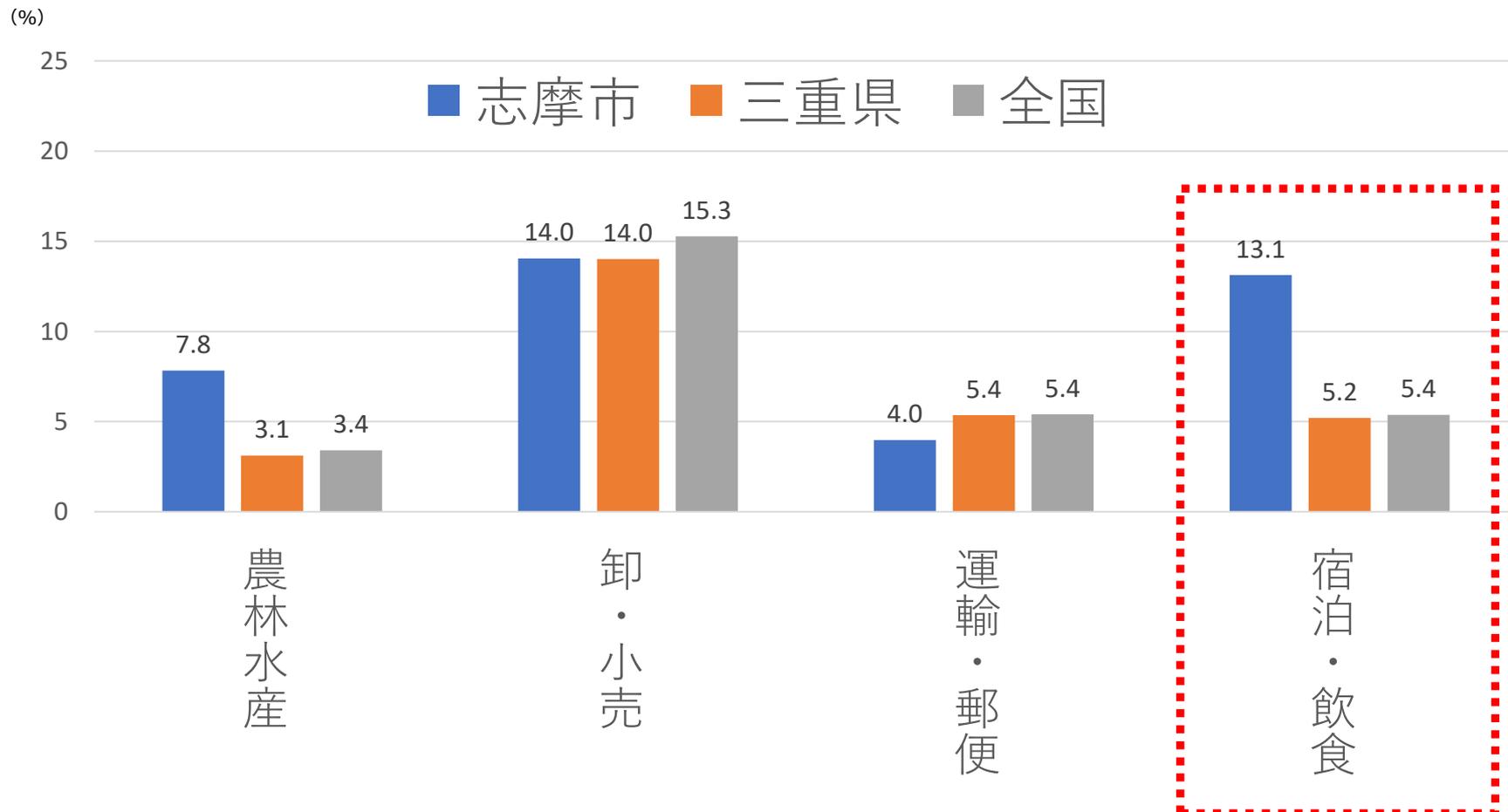
目次

1. 志摩市の情勢
- 2. 志摩市の観光**
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

2. 志摩市の観光

(1) 志摩市の産業構造

志摩市の就業者構成別の産業構造（2020年）



(2) 志摩市の観光客の推移



1. 少子高齢化、人口減少により
市の税収が減少、民生費の予算が増大
2. 観光産業は志摩市の中心産業であり、
様々な産業と密接に関係するすそ野の広い産業
3. 観光産業は、コロナ禍からの回復の途上にあり、
今後も成長が見込まれる



**志摩市の観光産業の持続的な発展のために
新しい財源を確保する必要がある。**

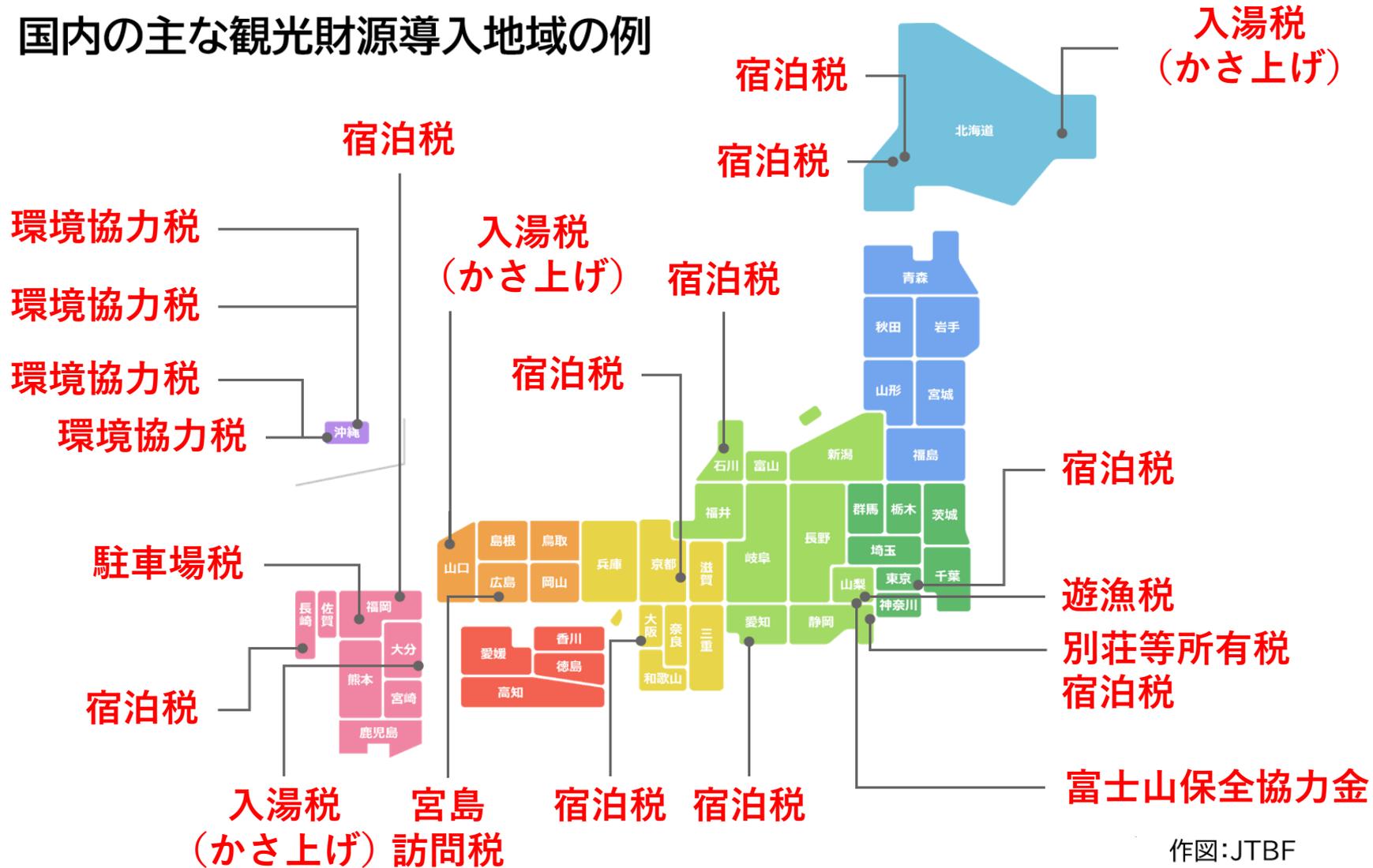
目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
- 3. 観光財源の検討**
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

3. 観光財源の検討

(1) 観光財源について

国内の主な観光財源導入地域の例



作図:JTBF

(2) 観光財源の概要について

名称	対象者	金額
富士山保全協力金	五合目から先に立ち入る来訪者	(山梨県) 基本1,000円/人

税目	課税客体	税額引き上げ
入湯税	鉱泉浴場の入湯	(北海道 阿寒湖温泉) +100円/人・泊 (大分県 別府市) +100円/人・泊、+350円/人・泊 (山口県 長門湯本温泉) +150円/人・日

税目	課税客体	税率（税額）
別荘等所有税	別荘等の所有	(静岡県 熱海市) 所有者に対し650円/m ² ・年
歴史と文化の環境税	有料駐車場への駐車	(福岡県 太宰府市) 利用者に対し50円（二輪車）、 100円～500円（四輪車）
宮島訪問税	船舶での宮島区域への訪問	(広島県 廿日市市) 訪問者に対し100円/人・回、 500円/人・年
遊漁税	河口湖での遊漁	(山梨県 富士河口湖町) 遊漁者に対し200円/人・日
環境協力税	船、飛行機等での村への入域	(沖縄県 4村) 入域者に対し100円/人・回 (免除要件あり)
宿泊税	→ 次ページ以降	

宿泊税導入済みの自治体（2025年4月1日現在）

1	東京都	平成14年
2	大阪府	平成29年
3	京都市	平成30年
4	金沢市	平成31年
5	倶知安町	令和元年
6	福岡県	令和2年

7	福岡市	令和2年
8	北九州市	令和2年
9	長崎市	令和5年
10	二セコ町	令和6年
11	常滑市	令和7年
12	熱海市	令和7年

12自治体（3都府県 9市町）

宿泊税導入予定の自治体（2025年4月1日現在）

1	赤井川村（北海道）	5	小樽市（北海道）	9	仙台市（宮城県）
2	宮城県	6	釧路市（北海道）	10	高山市（岐阜県）
3	広島県	7	北見市（北海道）	11	下呂市（岐阜県）
4	札幌市（北海道）	8	網走市（北海道）	12	松江市（島根県）

12自治体（2県 10市村）



近隣自治体でも
令和8年4月から導入予定

伊勢市

鳥羽市

宿泊税導入自治体の制度概要（2025年4月現在）

課税客体	自治体内宿泊施設への宿泊行為
課税標準	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊数・ 1人、1部屋又は1棟の宿泊料金
納税義務者	宿泊者
税額 （税率）	<ul style="list-style-type: none">・ （一律）200円・ （一律）宿泊料金の2%・ （段階）非課税、100円、200円（、300円）・ （段階）（100円、）200円、500円（、1,000円）
交付額	<ul style="list-style-type: none">・ 納期内納入額（完納額）の2.5% （場所によっては導入から5年間は+0.5%）

宿泊税の徴収、納付イメージ（例）

宿泊事業者

- ① 予約者に対して、
制度の周知、ご説明
- ② 旅行者に対して、
制度のご説明、
宿泊税の徴収
- ③ 宿泊者数、金額等
帳簿の整理
- ④ 宿泊税の納付
- ⑤ 特別徴収交付金の受取

旅前

旅中

翌月

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
- 4. 志摩市における検討経過**
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

4. 志摩市における検討経過

(1) 事業者向け勉強会の開催

開催日	参加者数		
	事業者	関係者	計
令和6年7月24日（水）	4	12	16
令和6年7月25日（木）	11	20	31

(2) 宿泊事業者向けアンケートの実施

調査実施時期	令和6年9月9日（月）～9月27日（金）
回答数	88/180件（回答率：48.9%）
※ アンケート結果については、検討委員会報告書の37頁からを参照。	

(3) 志摩市宿泊税検討委員会による検討

第1回	令和6年9月20日（金）
第2回	令和6年10月23日（水）
第3回	令和6年12月11日（水）
第4回	令和7年1月29日（水）

(追加資料)

(4) 志摩市宿泊税検討委員会 委員

役職	所属
委員長	四日市大学 総合政策学部 教授
委員	一般社団法人 志摩市観光協会 副会長 志摩市商工会 観光部会 会長
//	志摩市商工会 会長
//	志摩市温泉振興協議会
//	一般社団法人 志摩市観光協会 会長
//	一般社団法人日本旅行業協会 中部事務局 事務局長
//	志摩市インバウンド協議会 会長
//	近鉄グループホールディングス株式会社 執行役員 伊勢志摩支社長

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. **志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要**
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

1 宿泊税の導入について

志摩市において、新たな観光財源の確保は必要不可欠であり、安定的かつ持続的な財源として宿泊税を導入することは、本検討委員会として妥当性があると考える。

2 宿泊税の使途について

「訪問客への還元」を基本とし、以下の4つの柱に分類

- ①観光資源の磨き上げと付加価値の向上
- ②受け入れ環境の整備
- ③観光客のための災害対応策
- ④観光地経営体制の再整備（志摩市・観光協会など）

3 課税要件等について

項目	要件
課税客体 納税義務者 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ●課税客体：宿泊施設への宿泊行為 ●納税義務者：宿泊施設への宿泊者 ●課税標準：宿泊施設への宿泊数
特別徴収義務者 徴収方法 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ●徴収方法：特別徴収 ●申告期限：毎月末日までに前月分を納入
税率(税額)	<p>【A案】 1人1泊につき 一律200円</p> <p>【B案】 同 宿泊料金が5万円未満：200円</p> <p>同 宿泊料金が5万円以上：500～1,000円</p>
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごとに見直し
特別徴収義務者 交付金等	納期内納入額の2.5%

4 提言

- ① 用途については、効果検証を行い、情報発信するとともに、ヒアリングや協議等により今後の施策に活かすこと。
- ② 課税要件は、内容を更に精査したうえで決定すること。
- ③ 導入や制度の構築にあたっては、関係事業者への意見聴取などを十分に行うなど、導入への理解を得る努力を続けること。
- ④ 災害や感染症など今後の緊急的な事象に対応するため、安定的な財源活用ができる手法（基金の設置等）も検討されたい。

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
- 6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方**
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方

(1) 税率（税額） メリット・デメリット

案	要件	考え方
【A案】	<u>税率（税額）</u> 1人1泊につき 一律200円	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊事業者の負担軽減。・ 伊勢市、鳥羽市との協調。
	<ul style="list-style-type: none">○ 事務負担が小さい○ 納税者が享受する行政サービスに対する公平感が高い× 客単価の向上と税収増が比例しない	

案	要件	考え方
【B案】	<p>税率（税額）</p> <p>1人1泊につき 宿泊料金</p> <p>50,000円未満： 200円 50,000円以上： 500円 ～1,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、必要となる事業規模を勘案。 ・ 応能課税（支払い能力に応じた課税）の考え方を加味。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客単価の向上と税収増が一定程度比例 ○ 宿泊料金に応じて税額が変わるため、公平感が高い × A案に比べて事務負担が大きい 	

(2) 宿泊料金区分ごとの宿泊客数の推計と税収額の試算

宿泊料金	推計 宿泊客数 (人)	宿泊税収見込 【A案】 一律200円	宿泊税収見込 【B案】 5万円未満 200円 5万円以上 1,000円
5万円未満	1,337,000	267,400,000円	267,400,000円
5万円以上	63,000	12,600,000円	63,000,000円
合計	1,400,000	280,000,000円	330,400,000円

志摩市の特徴として

宿泊施設が多様性をもっており、シーズン変動もあることから、公平性の観点をもってB案としたい。

(3) 志摩市における宿泊税の概要案

項目	要件
課税客体 納税義務者 課税標準	<ul style="list-style-type: none">●課税客体 市内の宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル、旅館、簡易宿所、民泊●納税義務者 宿泊者●課税標準 宿泊数
特別徴収 義務者 徴収方法 申告期限	<ul style="list-style-type: none">●特別徴収義務者 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者●徴収方法 特別徴収（特別徴収義務者が徴収、市へ納入）●申告期限 月末までに前月分を納入 ※一定の要件で3か月ごと可

項目	要件
課税期間 (見直し期間)	5年ごと (必要に応じて見直しを検討)
税率 (税額)	1人1泊につき宿泊料金が 50,000円未満：200円 50,000円以上：1,000円
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
特別徴収義務者交付金	納期内納入額の2.5%

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
- 7. 宿泊税の使途**
8. 今後のスケジュール案

7. 宿泊税の使途

(1) 検討委員会の検討結果

宿泊税の使途について

「訪問客への還元」を基本とし、以下の4つの柱に分類

- ①観光資源の磨き上げと付加価値の向上
 - ②受け入れ環境の整備
 - ③観光客のための災害対応策
 - ④観光地経営体制の再整備（志摩市・観光協会など）
- 使途については、効果検証を行い、情報発信するとともに、ヒアリングや協議等により今後の施策に活かすこと。
 - 災害や感染症など今後の緊急的な事象に対応するため、安定的な財源活用ができる手法（基金の設置等）も検討されたい。

(2) 他地域の実例 1

○ 倶知安町（北海道）



倶知安町提供

無料循環シャトルバス

夜間ライトアップ



倶知安町提供

(3) 他地域の実例2

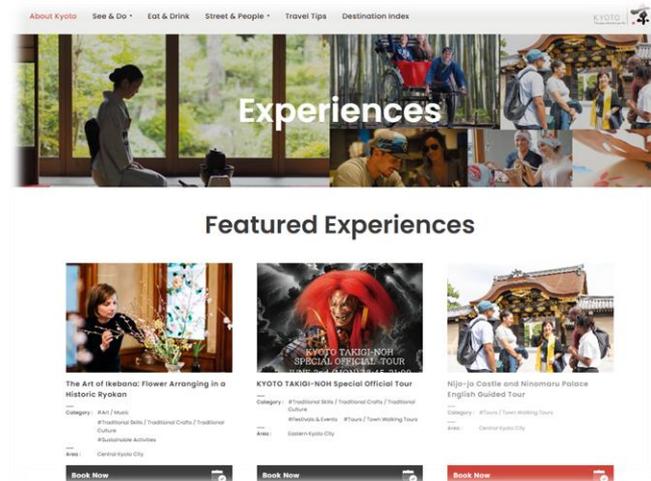
鴻臚館整備事業 (福岡市)



インバウンド観光促進事業 (京都市)



<https://media.kyoto.travel/>



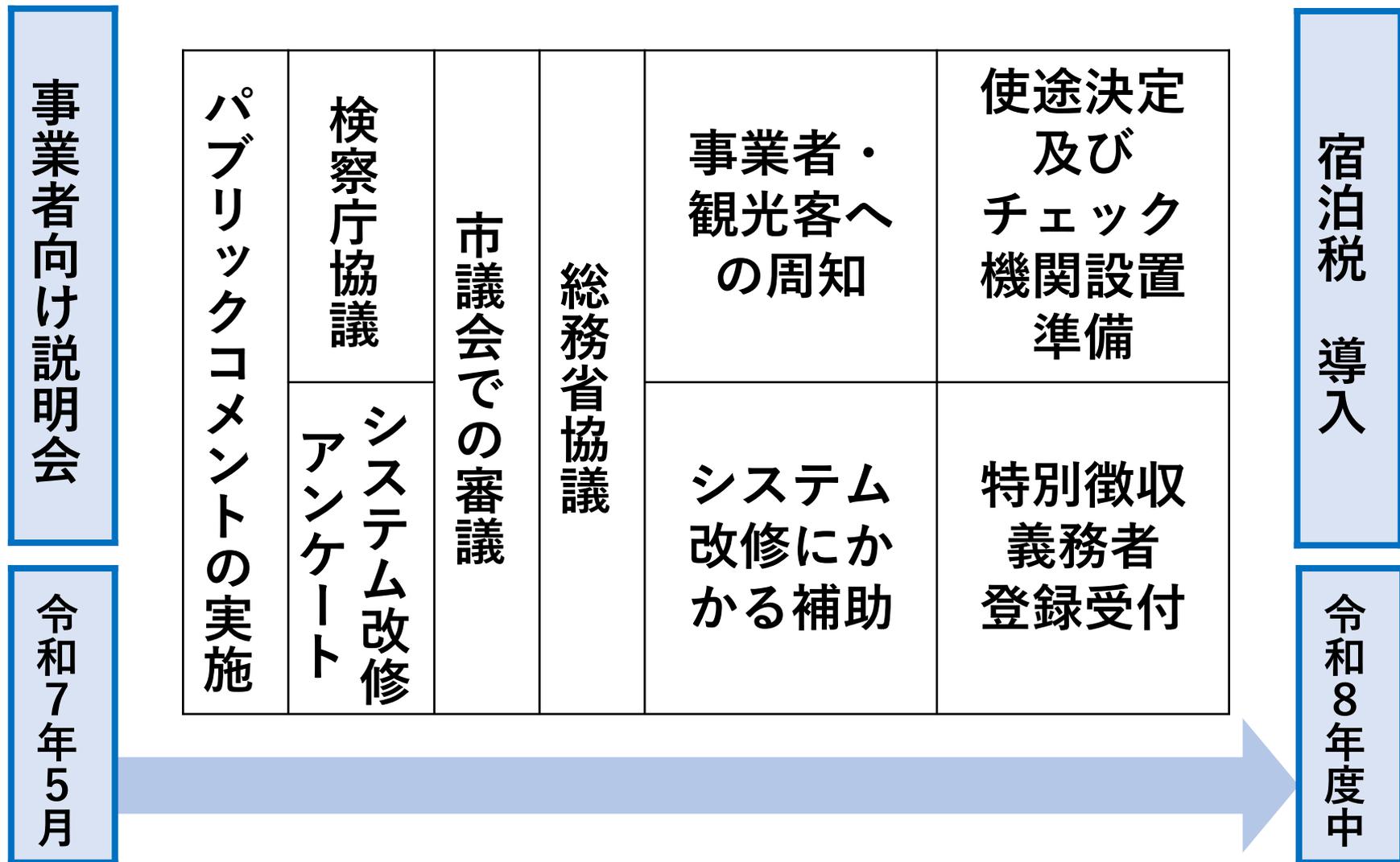
<https://www.kyoto.travel/en/experiences/index.html>

目次

1. 志摩市の情勢
2. 志摩市の観光
3. 観光財源の検討
4. 志摩市における検討経過
5. 志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要
6. 志摩市の宿泊税課税要件案と考え方
7. 宿泊税の使途
8. 今後のスケジュール案

8. 今後のスケジュール案

(1) 導入に向けたスケジュール案



ご清聴 ありがとうございます

宿泊税にかかるお問合せ

志摩市 観光・プロモーション課

✉ kanko@city.shima.lg.jp

☎ 0599-44-0005

税務課

✉ zeimu@city.shima.lg.jp

☎ 0599-44-0211